

第5節

コンテンツ流通の促進と情報通信ベンチャーの創業・成長を促進するための取組

SECTION 05

1 コンテンツの制作・流通・保存の促進

(1) ブロードバンドコンテンツの制作・流通の促進 ~コンテンツ利用における利便性の確保と権利の適切な保護の両立等を実現~

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律が制定され、国、地方公共団体及び関係者が一体となって施策の総合的、効果的な推進を図ることとされている。また、知的財産推進計画2005においても、コンテンツ流通大国の実現に向けて取り組むことが掲げられている。

総務省では、光ファイバ網の整備の進展やデジタル放送の普及等、高度な情報インフラの整備が進む中、こうしたインフラを活用して、良質なコンテンツの制作・蓄積/保存・流通を図り、コンテンツ充実の好循環を創出する観点からの取組を進めている。

1 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

ユビキタスネットワーク時代におけるマルチコンテンツ流通の促進に向け、パーソナル通信ネットワーク上のコンテンツ利用について、様々な機器間をシームレスにコンテンツが移動し、機器の種別や利用場所にとらわれない視聴等が可能となるなどの高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現を図るため、マルチコンテンツ利

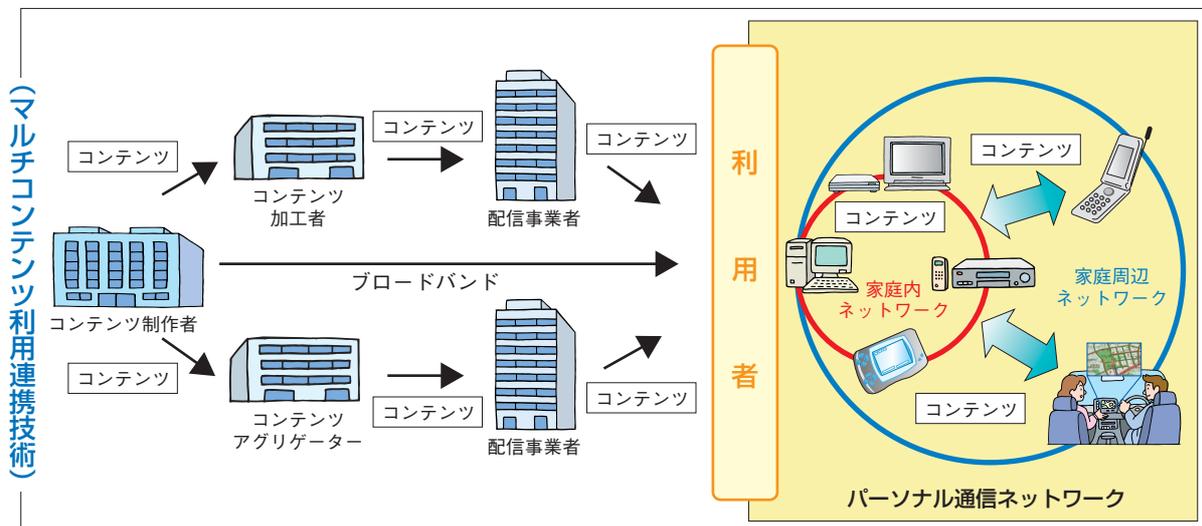
用技術の開発・実証に平成17年度より取り組んでいる(図表3-5-1)。

本実証実験は、放送事業者、通信事業者、家電メーカー及び標準化団体の参加の下、ブロードバンドネットワークを活用したテレビ番組コンテンツ配信についてサービスモデルを検討している「次世代ブロードバンドコンテンツ流通フォーラム」と緊密な連携を取りながら進めている。

2 次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発

デジタルシネマ等の臨場感あふれる超高精細映像(次世代型映像コンテンツ)について、ネットワークを活用してセキュアかつ効率的・効果的に編集・配信等を行う技術を確立し、広く利用者が豊かな映像環境を享受できる社会の実現に資するため、これら次世代型映像コンテンツを対象として、遠隔地間での遅延や品質劣化のない非圧縮素材による分散協調編集作業を可能とする制作支援技術や、セキュリティを確保しつつリアルタイムに全国規模で配信する技術の研究開発を平成17年度から行っている。

図表3-5-1 マルチコンテンツ利用技術の開発・実証



(2) デジタルアーカイブの高度利活用の促進 ～デジタルアーカイブを通じたコンテンツの拡大再創造サイクルの確立～

デジタルアーカイブとは、デジタルコンテンツの蓄積・保存等を行うためのシステムの総称であり、コンテンツの「創造⇒蓄積・保存⇒利活用⇒さらなる創造」のサイクルを確立するための重要なインフラの一部となってきた。そこで、総務省では、ウェブ情報（インターネット上にあるホームページ等の情報）等のアーカイブ化やそのネットワーク利活用を推進するための取組を実施している。

1 ウェブ情報のアーカイブ化の促進

ウェブ情報にはデジタル時代の知識・文化が結集されており、それ自体がデジタル時代の貴重な文化遺産といえるが、日々の更新による消去・散逸が発生しやすい。こうしたことから、諸外国においては、米国、オーストラリア、北欧諸国をはじめとして、世界的にウェブ情報を保存していく取組が開始されつつあるところであり、我が国においては国立国会図書館が平成14年度から実験プロジェクトを開始している。総務省では平成16年度より、国立国会図書館と連携し、様々な主体によるウェブ情報のアーカイブ化とその横断的な利活用を促進するための技術・仕組みの構築・実証に取り組んでいる（図表3-5-2）。

定期的に収集したウェブ情報を体系化して提供するには、ウェブのURLや収集日等の情報をメタデータ化して蓄積するとともに、それらのメタデータに基づく検索・閲覧等を可能とする必要がある。さらに、今後、地方公共団体やNPO等の様々な主体によるウェブ情報のアーカイブの構築が期待されることから、これらの標準的な技術・仕組みの構築が不可欠となる。このため、本施策において

は、平成16年度から2か年間で、

- ①多様なウェブ情報の収集機能の開発・実証
- ②ウェブ情報アーカイブの構造化及び大規模アーカイブの保存機能の開発・実証
- ③ウェブ情報アーカイブ間の連携・横断検索のための汎用的技術の開発・実証
- ④ウェブ情報の収集・保存・検索の汎用的なメタデータ等の確立

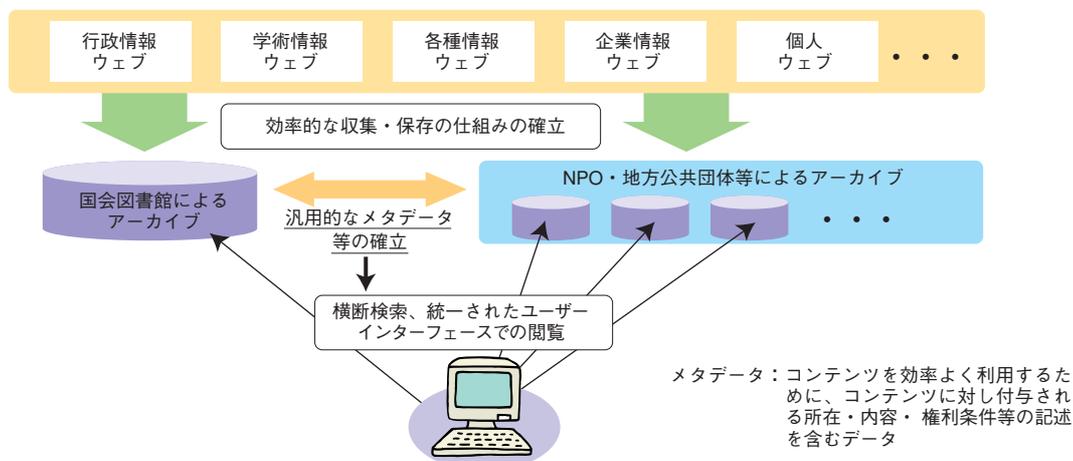
のための実証実験を実施した。平成18年度は、実証実験の結果を踏まえつつ、ウェブ情報のアーカイブ化とその利活用に関する関係者の理解の促進に取り組むこととしている。

2 アーカイブコンテンツのネットワーク利活用の促進

総務省では平成15年度から、文化庁と連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を公開し、利活用を促進する「文化遺産オンライン構想」（平成15年4月公表）を推進している。

本構想に基づき、総務省では、博物館、美術館等においてデジタル保存されたコンテンツを、ネットワーク上で流通させ、社会・経済・文化・教育等の多様な活動における利活用を推進する上での課題を解決するために必要なメタデータ体系等の検討を目的とした実証実験を平成15年度から2年間実施し、平成17年度は、その成果を公開して関係者の理解を促進する観点から、文化遺産アーカイブの利活用促進に資するシンポジウムを開催した。平成18年度も引き続き、関係者の理解の促進に取り組むこととしている。

図表3-5-2 ウェブ情報等のデジタルアーカイブ化とその利活用の促進



(3) 良質なコンテンツの制作・流通の促進に向けた取組 ~安心・安全・公正なコンテンツの制作・流通体制の実現に向けた取組~**1 インターネット上の違法・有害コンテンツ対策**

総務省では、平成16年度から、インターネット上の違法・有害情報の増大に対し、利用者によるウェブサイトの安全性の判断に資する観点から、ウェブサイト開設者が自らのサイトの安全性を示す仕組みについて調査研究等を行ってきた。このような仕組みについては、学識経験者、保護者、コンテンツ制作者及びインターネット・サービスプロバイダ等からなる「コンテンツアドバイスマーク（仮称）推進協議会」（事務局：（社）デジタルメディア協会）において実用化に向けた検討が進められている。

平成17年度は、前述の協議会と共同で、情報発信者（ウェブサイト開設者）が自らのコンテンツの表現レベル等を格付けし、第三者機関による審査を経てウェブサイトにマークとして表示するためのシステムの実証実験を実施した。

平成18年度以降も、インターネット・コンテンツの安心・安全な利用の確保に関する民間の取組を支援することとしている。

2 ネットワークを利用した不正な映像コンテンツ流通防止に関する調査研究

ユビキタスネット時代を迎え、多メディア化が進展することに伴い、映像コンテンツの配信機会が拡大するとともに、ネットワークでの流通市場が立ち上がっており、ネットワーク上を流通する映像コンテンツの量が拡大している。その一方で、Peer to Peerの利用等による不正な映像コンテンツの流通機会も拡大している。

このような状況を踏まえ、総務省では、適正な映像コンテンツの流通の促進を図るため、ネットワークを利用した不正な映像コンテンツの流通の防止に関する調査研究を平成18年度から行うこと

としている。

3 放送番組制作委託の公正性・透明性の一層の向上に向けた取組

総務省では、平成14年10月から平成17年3月まで、放送番組の二次利用や良質な作品等に対する需要の高まりを踏まえ、番組制作委託の公正性・透明性のより一層の向上を図ることを目的に、放送事業者・番組制作会社等の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催した。

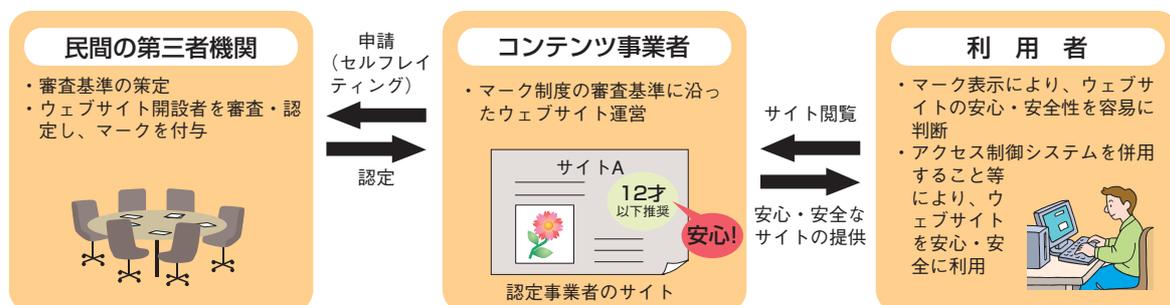
本検討会においては、平成14年12月に番組の制作委託取引に関する自主基準の策定・公表等について合意され、これに基づき、平成15年3月にNHK及び民放連による自主基準の策定・公表が行われた。また、平成16年3月には、本検討会において「放送番組の制作委託に係る契約見本」を取りまとめ、公表した。

各放送事業者においても、平成17年3月に個別の自主基準を策定又は改訂し、公表を行っており、放送番組の制作体制の公正性・透明性の向上に向けた取組が進められている。

4 地域に根ざしたデジタルコンテンツの制作・流通促進に向けた取組

総務省では、平成15年8月に「地域メディアコンテンツ研究会」の報告書を取りまとめ、地域に根ざしたデジタルコンテンツの制作・流通等に関する先導的な取組の実態・諸課題等を検討・抽出し公表した。同報告書の提言を受け、（社）デジタルメディア協会の主催するAMD Awardにおいて、地域に根ざした優れたコンテンツを表彰する「リージョナル賞」が創設され、平成18年2月には「シニアネット北九州」（NPO法人）の取組に対して表彰を行っている。

図表3-5-3 「コンテンツアドバイスマーク」（仮称）のイメージ



2 情報通信ベンチャーの創業・成長を促進するための環境整備

我が国の産業が継続して発展し、経済が活性化していくためには、新規事業の創出が重要であるとされている。他方、創業後間もない情報通信ベンチャーは、事業実績が乏しい、技術的評価が確立されていない、物的担保や信用力が不足しているなどの状況にあり、資金調達、人材確保、販路開拓等が難しく、優れた技術が新規事業化に結びつきにくいなどの課題を抱えている場合が多い。こうした状況を踏まえ、総務省では、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材・ノウハウ等の面において、情報通信ベンチャーの創業・成長を促進するための支援措置を講じている。

1 情報通信ベンチャーと他の企業との連携の促進

情報通信ベンチャーが資金調達や販路開拓を円滑に進めるためには、ベンチャーキャピタルや事業会社との連携が重要となっていることを踏まえ、総務省では、これらの企業間の交流・連携を一層促進すること等を目的とした措置を講じている(下表参照)。

具体的には、情報通信ベンチャー支援センター内に、情報通信ベンチャーの販路の拡大のために、大手企業・ベンチャーキャピタル等(サポーター)とベンチャー企業等が交流できる会員制(無料)の「情報通信ベンチャー交流ネットワーク」を設けるとともに、ビジネスプランの発表の場等を設け、技術提携・資金提供・事業提携・人材交流・情報交換等ができる機会を提供している。また、ITベンチャー知的財産戦略セミナー等を通じた情報通信ベンチャーの経営を支援するための各種情報提供を行っている。

さらに、平成18年度以降の新たな取組として、情報通信ベンチャーの成長段階に応じた人材確保の方策等に関する検討を行うとともに、各種イベント等を通じた支援、普及啓発活動を行う予定である。

地域における交流イベントの充実	独立行政法人情報通信研究機構において情報通信ベンチャーによるビジネスプラン発表会や企業経営に関するセミナー等を東京以外の地域にも拡大して開催
情報通信ベンチャーに関する情報提供の充実	独立行政法人情報通信研究機構において情報通信ベンチャーの決算状況、事業概要、政府調達実績、公的機関からの助成金交付実績等のデータベースを一般に公開 (URL: http://www.venture.nict.go.jp/directory)

2 情報通信ベンチャーからの政府調達の拡大

情報通信ベンチャーにとって、自らの提供するサービスが公的機関によって調達され、正常に稼働しているという実績は、その情報通信ベンチャーの社会的認知・信用を高める上で極めて重要である。このため、総務省では、関係省庁と連携しつつ、技術力の高いベンチ

ャー企業からの政府調達の拡大を図ることを目的として、「ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について」(平成16年3月IT関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、競争参加資格に係る「予定価格の範囲」の運用弾力化、再委託に係る発注者側の承諾の運用基準の明確化等の取りまとめを行った。

3 ICTベンチャー支援のための連携施策の実施

総務省、独立行政法人情報通信研究機構は京都大学と連携して平成17年度から、産業投資特別会計を活用した新たなICTベンチャー振興策を開始し、平成18年度には連携大学を北海道大学、東北大学、京都大学、徳島大学に増やし、制度の拡充を図った。

これは、独立行政法人情報通信研究機構が産業投資特別会計から出資を受けて実施している民間基盤技術研究促進事業¹の資金の一部を、地域のICTベンチャー・中小企業が行う研究開発に重点的に配分するものである。

4 情報フロンティア研究会

総務省では、ユビキタスネット社会の実現を見据え、創意あるICTの利活用やサービス・ビジネスの最新動向を踏まえつつ、その普及展開に向けた幅広い意見交換等を行うため、平成17年3月より「情報フロンティア研究会」を開催し、同年6月に報告書を取りまとめ公表した。

報告書では、ICTを利活用した個と個の連携を通じて知識創造プロセスの進化がもたらされる社会を形成するために、ICTを最も効率的に活用できる自律分散型ネットワーク環境の構築及びICTの利活用に関する社会文化的な環境の整備とを一体として捉えた提言を盛り込み、①安心してICTが使える社会づくり、②自律・分散・協調的な連携を支える情報通信基盤の構築、③水平型ビジネスモデルの展開の三つを提案した。総務省では、同報告書の内容を踏まえ、ICTの高度利活用による新しい価値の創造に向けた各種取組を進めている。

5 情報通信ベンチャー企業をサポートする主な施策 —助成金・出資・融資・債務保証・税制、法律

総務省では、上記の取組以外にも、先進技術型研究開発助成金(テレコム・インキュベーション)等の助成金、テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資、日本政策投資銀行等による低利融資、独立行政法人情報通信研究機構による債務保証、中小企業投資促進税制等の税制、特定通信・放送開発事業実施円滑化法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等により情報通信ベンチャー企業をサポートしている²。

¹ 基盤技術研究円滑化法に基づく制度で、広く民間企業等から研究開発課題を公募し、その中から優れた案件を選び出して委託契約を結び、研究開発の委託を行うもの

² 詳細は資料編データ19「主な情報通信ベンチャー支援施策」を参照